札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

１　事案の概要

被処分者は、2026年6月9日から16日までの間の計6日間、営利企業への従事等の許可を得ることなく、民間企業の業務に従事し、15万円の報酬を受け取った。

このような行為は、営利企業への従事等の制限を定める地方公務員法第38条の規定に違反するとともに、信用失墜行為の禁止を定める同法第33条にも抵触することから、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

２　処分日

2026年11月4日（水）

３　被処分者、処分内容等

東区　係長職　男性　30歳代　減給４月